

諮問実施機関：滋賀県公安委員会

諮問日：令和4年12月19日（諮問(情)第40号）

答申日：令和8年3月24日（答申(情)第33号）

内容：「警察安全相談簿のうち、県警職員の喫煙に係るもの（2018年1月1日から2019年6月30日までの期間）」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和4年3月31日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

警察安全相談簿のうち、県警職員の喫煙に係るもの（2018年1月1日から2019年6月30日までの期間）

2 決定期間の延長

令和4年4月14日、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件公開請求に係る決定期間を延長した。

3 実施機関の決定

令和4年5月13日、実施機関は、本件公開請求に対して、本答申別表1「特定した公文書」のとおり対象公文書を特定し、別表2記載の「公文書の公開をしない部分」欄の情報を同表「公文書の公開をしない理由」欄記載の理由により非公開として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和4年8月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人の主張

以下の公開を求める。

(2) 公開を求める対象公文書と非公開部分

警察安全相談簿のうち、「件名」欄、「相談の要旨」欄、「処理の概要」欄、添付の電子メールの件名の一部および本文の記載内容

2 審査請求の理由

滋賀県情報公開条例第6条第1号および第6号に該当しない。

特定の個人を識別することができる情報とは言えず、個人の権利利益を害するおそれがある情報ともいえない。意見申出者からの申し出内容を公にしたとしても、当該申出者等との

信頼関係が損なわれるとはいえない。意見申出者からの申出内容に関する処理等に係る情報を公にしたとしても、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

警察安全相談簿や継続相談簿は、「滋賀県警察安全相談等取扱要綱」に基づき作成されるもので、その内容は相談者の氏名や相談の要旨、相談者に対して警察が行った処理の概要である。審査請求人が公開を求める非公開部分は以下の理由によって非公開としている。

(1) 「件名」欄の一部

相談者から送付された電子メールの内容につき、その文言を引用しつつ、警察職員が要約したものを件名として記載したものであるが、相談者が作成した電子メールの内容は、相談者の内心や心情がありのまま記載された個人のプライバシーであり、たとえ要約の一部であっても、相談者に係る相談等の内容であることから、特定の個人を識別することができる情報と認められ、また、特定の個人を識別することができないが、特定の事項、場所が特定されることで、これを公にすることにより相談者の意に反して、他人に知られたくない情報が他人に知られるなど、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第6条第1号に該当する。

(2) 添付の電子メールの件名の一部の記載内容

添付の電子メールの件名の一部の記載内容であるが、相談者が作成した電子メールのそのものの内容は、相談者の内心や心情がありのまま記載された個人のプライバシーであり、相談者に係る相談等の内容であることから、特定の個人を識別することができる情報と認められ、また、特定の個人を識別することができないが、特定の事項、場所が特定されることで、これを公にすることにより相談者の意に反して、他人に知られたくない情報が他人に知られるなど、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第6条第1号に該当する。

(3) 「相談の要旨」欄の一部、添付の電子メールの本文の記載内容、「処理の概要」欄の一部

これらの記載内容は、相談者から電話で受理した相談等としての具体的な発言内容や相談者から送付された電子メールの本文そのものの内容やその要約、相談等の内容を踏まえた処理の具体的事実等が記載されている。これらは個人のプライバシーであり、たとえ要約の一部等であっても、相談者に係る相談者の内容であることから、特定の個人を識別することができる情報と認められ、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより相談者の意に反して他人に知られたくない情報が他人に知られるなど、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるため、条例第6条第1号に該当する。

また、上述のような相談等の内容は、公にすることにより相談者による相談等や処理に関する具体的な事実の経過や結果が明らかになり、相談者の意に反して他人に知られたくない情報が他人に知られてしまうことから、警察と相談者の信頼関係が著しく損なわれ、今後の協力を得られなくなり、警察に相談等を行う意思を有している者が相談等を申し出た事実や相談等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて警察への相談等を躊躇することになり、その結果、本来受理されるべき相談の受理ができなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、かつ今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められるため、条例第6条第6号に該当する。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第6条第1号、第3号、第4号および第6号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、このうち第3の1に記載の非公開部分を不服として公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第6条第1号および第6号を理由とした非公開情報該当性について検討する。なお、(1)において、原文より引用している「相談者」という表記は、(2)以降において、「申立人」と記載する。

(1) 対象公文書の記載内容

本件審査請求に係る対象公文書の記載内容は、実施機関の説明によると、以下のとおりである。

ア 警察安全相談簿

警察安全相談等に係る業務を行うに当たり、滋賀県警察安全相談等取扱要綱（平成13年滋賀県警察本部訓令第5号）に基づき、相談等を受理した際、受理した職員により作成されるもので、相談者の氏名や住所等、相談の要旨、相談等に対して警察が行った処理の概要等が記載されている。

(2) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

(3) 条例第6条第1号該当性について

審査請求人は、警察安全相談簿の「件名」欄および添付の電子メールの件名の一部の公開を求めており、実施機関は、条例第6条第1号に該当すると主張するため、その該当性を検討する。

まず、警察安全相談簿について、「件名」欄および添付の電子メールの件名の一部の非公開部分の内容を確認したところ、申立人の相談等の内容を端的に表示した件名や滋賀県警察に送付された電子メールの件名が記載されている。仮に「件名」欄の一部および添付の電子メールの件名の一部を公にすると、申立人に係る相談等の内容であることから、特定の個人を識別でき、また、申立人の氏名等を非公開としても、通常、他人に知られたくないプライバシーの情報が他人に知られる等、なお個人の権利利益を害するおそれがある

ことが認められる。

以上のことから、条例第6条第1号に該当すると認められる。

(4) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、非公開情報とするものであり、アからオまでにおいてその典型を例示し、これら以外の事務については、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(5) 条例第6条第6号該当性について

審査請求人が公開を求めている非公開部分のうち、非公開理由が条例第6条第1号かつ第6号とされているものは、次のとおりである。

ア 警察安全相談簿のうち、「相談の要旨」欄の一部、「処理の概要」欄、添付の電子メールの本文の記載内容

警察安全相談簿のうち、「相談の要旨」欄、「処理の概要」欄、添付の電子メールの本文の記載内容について、実施機関は、公にすることにより、申立人による相談等の内容が明らかになることで、申立人との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなり、また、相談等を申し出る意思を有している者が、自己が相談等を申し出た事実や相談等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて、申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる、として条例第6条第6号に該当すると主張するため、その該当性を検討する。

対象文書の上記非公開部分の内容を確認したところ、申立人の内心や心情が含まれた具体的な発言内容や相談等の内容を踏まえた処理の具体的事実等が記載されている。仮に非公開部分を公開すると、相談等の内容が明らかとなり、申立人との信頼関係が損なわれ、協力が得られなくなり、また、相談等を申し出る意思を有している者が、相談等を申し出た事実や相談等の内容を第三者に知られてしまうのではないかという不安や恐れを抱いて、申出を躊躇する等、今後の事案処理に支障を生じ、かつ、今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが十分に認められる。

よって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

なお、以上において、非公開とされた部分は、条例第6条第6号の該当性が認められるため、実施機関の主張する条例第6条第1号については、判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年12月19日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年9月30日 (第39回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年12月3日 (第40回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。

令和8年1月29日 (第41回第二分科会)	・答申案の審議を行った。
--------------------------	--------------

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表1 特定した公文書

- (1)警察安全相談簿(平成30年7月10日付、管理番号050201800023)
- (2)警察安全相談簿(継続)(平成30年7月11日付、管理番号107201801228)
- (3)警察安全相談簿(平成30年9月6日付、管理番号012201801681)
- (4)警察安全相談簿(平成30年12月28日付、管理番号012201802398)

別表2 公文書の公開をしない部分および理由

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理由
<ul style="list-style-type: none"> ・「受理者」欄の氏名 ・(2)の決裁枠の「係長等」欄の印影 	<p>条例第6条第1号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であるため(警部補または同相当職以下の職員の氏名は慣行として公にしていなかったため)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「受理日時」欄の時間 ・「相談者」欄の住居、職業、電話番号、ふりがな、氏名および年齢 ・(3)および(4)の「件名」欄の一部 ・(5)に添付のはがきの消印の郵便局名および投函時間 ・(3)および(4)に添付のメールの件名の一部 ・(3)および(4)に添付のメールの「受信時間」および「メールアドレス」 	<p>条例第6条第1号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「相談の要旨」欄の一部 ・(3)および(4)に添付のメール本文の記載内容の一部 	<p>条例第6条第1号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容であり、公にすることにより、当該申出者等との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなるなど、今後の事案処理に支障を生じ、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

<p>「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該当する可能性のある罪名等」欄</p>	<p>条例第6条第3号 条例第6条第6号</p>	<p>相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、公にすることにより、警察の捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、当該事案に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、公にすることにより、仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案処理に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
<p>枠外右下の記載内容</p>	<p>条例第6条第1号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p>
<p>・「処理の概要」欄の一部</p>	<p>条例第6条第1号 条例第6条第4号 条例第6条第6号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>意見申出者からの申出内容に対する処理等に係る情報であり、無線通話を秘匿かつ能率的に行うための無線呼称が含まれていることから、公にすることにより、今後の事案そりに支障を生じ、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるほか、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

<p>「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分</p>	<p>条例第6条第3号 条例第6条第6号</p>	<p>相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、公にすることにより、警察の捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、公にすることにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
---	------------------------------	---